

令和2年2月吉日

区郡市理事長 各位

(一社)東京都空手道連盟
専務理事 坂梨 孝美
審判部会長 細谷 義男
(公印省略)

令和2年度「都空連認定・組手審判員講習会」の実施について

表題の件につきまして、下記の通り実施いたします。

なお、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大および緊急事態宣言下の現状から、書類審査による講習会とさせていただきます。

区郡市理事長におかれましては、所属の団体及び審判員の皆様に周知徹底くださいますようお願いいたします。

記

1. **実施方法**
 1. 新規受審者
現在、都空連認定「区郡市審判員」の方は、(1)学科問題(50問)および(2)レポートを提出し、合格者には、「都空連組手B級審判員」を認定いたします。
 2. 更新者
現在、都空連認定「組手A級」および「組手B級」審判員の更新者の方は、レポートを提出していただきます。
 3. 本年度は、B級からA級へのランクアップ審査は実施いたしません。
2. **レポート課題**(新規受審者・更新者共通)
組手審判員における失敗の体験事例を、競技規定に基づいた正しい判断・動作の考察を加えて400字以内で述べよ。(用紙は自由とします)
3. **受講資格**
 1. 令和2年度における全空連会員登録者及び都空連会員登録者。
 2. 以下のいずれかの審判員(期限切れの方は受講できません。)
 - ・都空連認定「組手A級」および「組手B級」審判員の**更新者**。
 - ・都空連認定「区郡市審判員」・・・満25歳以上で空手道歴7年以上(空手道歴は満15歳より数える)、公認初段以上の者 ⇒ **新規受審者**となります。

※新規「組手B級」合格者は、令和3年度審判団編成講習会を受講することができます。
※区郡市審判員資格を保有していない方又は失効している方は、所定用紙に必要事項を記載して事前に登録を行ってください。新規登録料・更新料は3年間で3,000円となります。

4. 受講料 5,000円

5. 更新料 3,000円(有効期限3年間)

6. 登録料 3,000円(新規合格者・有効期限3年間)

※合格通知とともに後日請求のご連絡をいたします。

7. 振込先 受講料及び更新料につきましては、以下の口座に振込みをお願いいたします。

三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店(店番422) 普通 3395539

口座名:一般社団法人東京都空手道連盟 審判部会 会計 大貫 光伸

(イッパシヤダシホウジントウキョウトカラテドウレンメイ シンパンプカイ カイケイ オオスキ ミツブ)

8. 審判員受講料等 < 振込金額 >

	受講料	更新料	登録料	合計金額
新規受審者(区郡市審判員)	5,000円	なし	※	5,000円
更新者(都空連A・B級審判員)	5,000円	3,000円	なし	8,000円

※ 区郡市審判員新規受講者が東京都B級に合格した場合、3,000円を後日請求いたします。

9. 申込方法

(1) 申込書類

- ・受講申請書(全空連・都空連の会員証コピーを貼付)
- ・レポート
- ・学科問題回答用紙 <新規受審者のみ>
- ・受講料等の振込明細のコピー
- ・返信用封筒(長3形) <新規受審者のみ>

新規受審者の郵便番号・住所・氏名を記載し、84円切手を貼り付けること。

(2) 区郡市理事長による一括受講申込、または個人による受講申込。 <郵送>

10. 申込締切 令和3年2月28日(日) 必着 <郵送>

11. 申込先 〒241-0801 横浜市旭区若葉台4-23-602 審判部会事務局 小林 一三

TEL:045-922-9203 携帯:090-9313-2874

Eメール kennsikaiseyaizumi@yahoo.co.jp

問合せ先 審判部会長 細谷 義男

携帯:090-2722-7227 Eメール:hosoya_yoshio_karatedo@yahoo.co.jp

※このご案内は、個人資格者には送付していません。

理事長の皆様におかれましては、くれぐれも周知徹底の程、よろしくごお願い申し上げます。

以上